



健康・医療

最新情報
はこちら



けんしん

問 健康増進課 TEL24-5770



年齢や加入している健康保険の種類によって受診できるけんしんが異なります。詳しくは、5月下旬に郵送します「けんしんスタートブック」を確認してください。「けんしんスタートブック」は、受診の際にも必要になります。

○ **個別けんしん** ※実施医療機関については、「けんしんスタートブック」を確認してください。

個別けんしんは、市内の協力医療機関で受けるけんしんです。予約が必要な医療機関には直接予約します。

項目	対象者	自己負担金	内容
特定健康診査	40歳以上の佐野市国民健康保険被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
大腸がん検診	40歳以上の方	無料	検便(2日分)
肺がん検診(結核)	40歳以上の方	無料	胸部レントゲン。医師の判断で、必要な方には喀痰検査をします(負担金500円)。
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円	血液検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,500円(頸部のみ) 2,600円(頸部+体部)	細胞診。医師が必要と判断した場合、体部の検査も行います。
乳がん検診	40歳以上の女性	2,100円	視触診、マンモグラフィ
骨粗しょう症	40歳以上の女性 (骨粗しょう症にて治療中、経過観察中の方は除く)	700円	骨量測定(超音波またはX線)
歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳	800円(70歳の方は無料)	歯や歯肉の状態、口腔内の清掃状況などを調べます。
後期高齢者歯科健康診査	75・80・85歳	無料	歯や歯肉の状態、口腔内の清掃状況などを調べます。

○ **集団けんしん** ※日程については、「けんしんスタートブック」を確認してください。

- 集団けんしんは、地域の公民館や保健センターなどを会場に実施します。
- 全てのけんしんが予約制になります。お電話やインターネットなどでの予約が可能です。

項目	対象者	自己負担金	内容
特定健康診査	40歳以上の佐野市国民健康保険被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
胃がん検診	40歳以上の方	バリウム検査800円、リスク検査800円	バリウム検査、リスク検査(該当年齢で未受診の方)
大腸がん検診	40歳以上の方	無料	検便(2日分)
肺がん検診(結核)	40歳以上の方	無料	胸部レントゲン
前立腺がん検診	50歳以上の男性	300円	血液検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	800円	頸部細胞診(妊婦健診優先)
乳がん検診	30歳以上の女性 (マンモグラフィは40歳以上)	超音波+マンモグラフィ1,000円、 超音波のみ400円	超音波、マンモグラフィ
骨粗しょう症	40歳以上の女性 (骨粗しょう症にて治療中、経過観察中の方は除く)	500円	骨量測定(超音波またはX線)
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、未検査の方	B+C 500円/Cのみ 400円/Bのみ 100円	血液検査

※結核検診は65歳以上のみ肺がん検診と兼ねて実施(広告)



外科 内科 消化器内科
整形外科 リハビリテーション科
麻酔科(長島徹) 歯科 医療脱毛*

長島医院

Nagashima Clinic

..... Tel
0283-84-1108



診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	／
15:00~18:00	●	●	●	●	●	●	／

※保険適用外
例 全身脱毛 初回 税込 60,000円
両脇脱毛 初回 税込 2,000円
詳しくはお問い合わせ下さい

● 介護・往診ご相談ください

● 健康診査・健康診断・人間ドック

● 入院施設あります

● 実施しております

佐野市葛生東1-10-32

○ 無料になる方

(1)70歳以上の方 (2)65歳～69歳で後期高齢者医療に加入している方(要証明) (3)生活保護を受けている方(要証明) (4)市民税非課税世帯および所得基準額以下の世帯に属する方(要事前申請)

高齢者予防接種

問 健康増進課 TEL24-5770

◆ 高齢者予防接種

予防接種はワクチンを接種することによって、病気に対する抵抗力をつけるものです。佐野市では、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス予防接種、带状疱疹予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種について、一部助成を行っています。対象者や、自己負担額など、詳しくは市のホームページをご覧ください。健康増進課にお問い合わせください。



休日・夜間の急病

問 健康増進課 TEL24-5770

◆ 佐野休日・夜間緊急診療所

問 TEL24-3337 (植上町1677:佐野医師会病院内)

休日や夜間に、けがをしたり、身体の具合が悪くなったりしたときは、佐野休日・夜間緊急診療所をご利用ください。休日の昼間の時間は、小児科医が必ず勤務しています。なお、受診の際はマイナ保険証または、資格確認書やお薬手帳、こども医療費受給資格証などをお持ちください。

○ 診療時間および診療科目

	診療時間 ※ただし、1月1日は午前10時からの診療になります。	診療科目
休日(日曜日、祝休日、年末年始含む)	午前9時～午後4時30分 ※正午～午後1時30分は除く	内科・外科・小児科(小児専門医による診療)
	午後7時30分～午後10時30分	内科・小児科(内科医による診療) ※年末年始は外科も夜間診療を行います
平日(月～土曜日)	午後7時30分～午後10時30分	内科・小児科(内科医による診療)

○ 佐野休日・夜間緊急診療所の診療時間外の場合

- 佐野厚生総合病院 TEL22-5222
- 佐野市民病院 TEL62-5111

※診療科目・対応可能日などに限りがありますので、必ず事前に電話でお問い合わせください。

Symbol accessibility

知っていますか? **バリアフリーに関するサインやシンボルマーク**

配慮が必要な人たちを支援するために、バリアフリーに関するサインやシンボルマークがいろいろな場所で使われています。それぞれの意味を理解して、心のバリアフリーを広げましょう。

障害者のための国際シンボルマーク

車いす使用者に限らず、障害のあるすべての人が利用できる建物や施設を示す世界共通マークです。



視覚障害者のための国際シンボルマーク

視覚に障害のある人のための世界共通マークです。視覚に障害のある人が利用する機器などに表示されています。



ヘルプマーク

外見からわからなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするマークです。



出典元: 政府広報オンライン「知っていますか? 街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

休日の歯科

問 健康増進課 TEL24-5770

◆ 佐野休日歯科診療所

問 TEL24-7575 (大橋町2042:保健センター併設)

○ 診療時間 日曜日、祝休日、お盆(2日程度)、年末年始 午前9時～正午

※事前に電話でご連絡ください。また、受診の際はマイナ保険証または資格証明書やお薬手帳、子ども医療費受給資格者証などをお持ちください。

国民健康保険診療所

問 健康増進課 TEL24-5770

施設名	所在地	受付時間	休診日	TEL・FAX番号
佐野市国民健康保険 野上診療所	〒327-0302 白岩町361	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	水曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL67-1210 FAX67-1227
佐野市国民健康保険 新合診療所	〒327-0321 閑馬町668	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	金曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL65-0700 FAX65-0750
佐野市国民健康保険 飛駒診療所	〒327-0231 飛駒町1190	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	火曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL66-2013 FAX85-7212
佐野市国民健康保険 常盤診療所	〒327-0514 仙波町77	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	月曜日、水曜日、木曜日、 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始	TEL85-3009 FAX85-3081
佐野市国民健康保険 氷室診療所	〒327-0516 水木町892	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	火曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL87-0034 FAX87-0260

健康相談(健康サポートステーション)

保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康相談を行っています。1回あたり30分で、予約制です。

○ 日時 広報またはホームページに掲載

○ 場所 広報またはホームページに掲載(佐野市保健センター、市役所市民活動スペース、田沼保健センター、葛生あくど保健センター)

こころの健康相談

精神科医や心理士による無料の相談を行っています。1回あたり45分間で、予約制です。

○ 日時 広報またはホームページに掲載

○ 場所 健康増進課

Symbol

知っていますか?

バリアフリーに関するサインやシンボルマーク

配慮が必要な人たちを支援するために、バリアフリーに関するサインやシンボルマークがいろいろな場所で使われています。それぞれの意味を理解して、心のバリアフリーを広げましょう。

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。各施設の入口に掲示することで、安心して補助犬と同伴でき、周囲の人たちの意識啓発にもなります。



オストメイト用設備/ オストメイトを示すマーク

オストメイト(人工こうもん、人工ぼうこうをつけた人)を示すマークです。オストメイト対応トイレなどに使用されています。



ハート・プラスマーク

身体の内部に疾患のある人のためのマークです。外見からわかりにくいため、視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



出典元: 政府広報オンライン「知っていますか? 街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>



福祉

最新情報
はこちら



介護保険制度

問 介護保険課 TEL20-3022

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための制度で介護保険サービスを利用するには、「要介護(要支援)認定」を受ける必要があります。

加入対象者

- ①第1号被保険者(65歳以上の方) ②第2号被保険者(40歳～64歳で医療保険に加入している方)

介護保険料の決め方

①第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

保険料は所得などによって段階が分かれます。65歳以上の方の保険料は、佐野市の介護サービス費用が賄えるよう算出された「基準額」を基に決まります。佐野市の第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～令和8年度)の「基準額」は以下のとおりです。

佐野市の基準額(年額)74,800円(月額)6,235円

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方	0.285	21,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超えて120万円以下の方	0.485	36,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.65	48,600円
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下の方	0.90	67,300円
第5段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円を超える方	1.00	74,800円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	93,500円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.35	101,000円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.65	123,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	134,600円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	1.90	142,100円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.10	157,100円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.40	179,500円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.60	194,500円

- 合計所得金額・・・「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除差し引き後の金額です。
- 第1段階～第3段階の保険料は公費により軽減されています。

〈広告〉

訪問看護をご存知ですか 看護師が自宅や施設へ伺い、在宅療養をサポートします

このような事でお悩みの時は私たちに
お任せ下さい



訪問看護ステーションひかり

- 病状・障がいの観察
- 日常生活のサポート
- 医療処置・医療機器の管理
- 床ずれの処置・予防
- 認知症のケア・服薬管理
- リハビリテーション
- 療養生活のアドバイス
- ご家族・介護される方のサポート
- ターミナルケア



看多機ホームひかり

通い

泊まり

訪問介護

訪問看護

看護小規模
多機能型
居宅介護

4つのサービスを
一体的に提供する
介護保険サービス
です。



訪問看護ステーション
看多機ホーム
ひかり

訪問看護ステーションひかり 看多機ホームひかり
佐野市関川町775-1 TEL:0283-86-8710



②第2号被保険者(40歳～64歳の方)の保険料 加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

	決め方	納め方
国民健康保険の方	世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数や所得などによって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険税として世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

● 要介護(要支援)認定の手順

①申請	必要なもの＝申請書、被保険者証 ※40歳～64歳の方は医療保険の被保険者証も必要です。 ※申請は本人・家族などのほか、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに代行を依頼することもできます。 (注)かかりつけの医師(以下、主治医)と相談してから申請してください。
②主治医の意見書	市の依頼により主治医が意見書を作成します。
③訪問調査	市の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
④一次判定	訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。
⑤二次判定	一次判定や主治医の意見書などを基に、保健、医療、福祉の専門家が審査判定します。
⑥結果の通知	申請からおおむね30日(特別な理由により30日を超える際には、延期通知にてお知らせします)。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

◆ 介護保険で受けられる介護サービス

● 居宅介護支援

ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。ケアプランの作成および相談は無料です(全額を介護保険で負担します)。

● 介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護予防サービスを利用できるよう支援します。介護予防ケアプランの作成やその他の相談は無料です(全額を介護保険で負担します)。

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 訪問看護 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具購入 居宅介護住宅改修
介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(原則要介護3以上の方) 介護医療院 介護老人保健施設(老人保健施設)(要支援の方はご利用できません)
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 看護小規模多機能型居宅介護(要介護1以上の方) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(要支援2以上の方) 地域密着型通所介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則要介護3以上の方) 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(要介護1以上の方)

〈広告〉

24時間管理スタッフ常駐
低費用で在宅介護を支援
自由に明るい生活を送りましょう



詳細はこちら



在宅介護支援住宅 モリ
アイビスの社

〒327-0844 佐野市富岡町370番地2

お問い合わせ先
TEL : 0283-85-7018 FAX : 0283-85-7019

株式会社 コミュニティアサの
りあん訪問看護リハステーション

在宅一般看護 リハビリ 精神看護

「ご自宅で安心な看護を」

【訪問看護サービス内容】

- 医療機器管理、医療処置
- 日常生活支援 服薬支援
- 状態管理 主治医と連携
- 健康相談 緊急対応
- 在宅リハビリテーション
- ターミナルケア
- 家族支援 介護相談

お問い合わせ先 **TEL.0283-85-9650**

佐野厚生総合病院 入口よりすぐ!
佐野市堀米町1720 202号室

詳しくは **りあん訪問看護 さいの** 検索



「暮らしの困りごと」解決します!

住宅改修の
なかよし

代表 中山 芳寿

子どもの居場所もやっています!



■住所 佐野市高萩町744-2
■TEL・FAX 0283-22-2345
■営業時間 8:30~17:30
■定休日 土曜・日曜・祝日

介護予防・日常生活支援総合事業

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

市民の皆様が要介護等状態になることを予防するとともに、要介護等状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施しています。

◆ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスその他の生活支援サービスを提供します。既存の事業者だけではなく、住民による支援などもあります。

対象者

- ①要支援認定を受けている方
- ②基本チェックリストにより事業対象者となっている方

◆ 一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に、健康づくりや介護予防に関する各種講習会を開催しています。各地区公民館やいきいき元気館で開催する介護予防教室は、広報さのなどでお知らせしています。

- ハツラツ元気体操…週1回の体操を行い、筋力の強化を図ります。おおむね65歳以上の団体(10人以上)を対象に実施します。
- 団体向け介護予防教室…65歳以上の団体(5人以上)を対象に年14回まで無料で講師を派遣します。

※詳しくは、いきいき高齢課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

〈 広告 〉

佐野歯科医師会 会員

くずう横塚歯科医院

院長 横塚 亮 矯正歯科 伏木 怜奈

- 訪問診療 ● 入れ歯相談

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
AM 9:30 ~ 1:30	○	○	○	○	○	○	休
PM 3:30 ~ 7:00	○	○	○	休	休	矯正のみ	休

休診日：木・土 午後、日曜、祝日

☎0283-85-2203

佐野市葛生東3-5-2

くずう横塚歯科医院 検索



同じ敷地内にショートステイもありますので、緊急のお泊まり対応もご相談できます。

デイサービス めくもり

佐野市飯田町209-1 ☎0283-20-1244

見学、体験等お気軽にお越しください。

ショートステイ めくもり

佐野市飯田町209-1 ☎0283-27-2011

 有限会社かたくり

ご利用者の生活ひとつひとつをサポートし、さらに必要なケアやサポートをいたします。

サービス付き高齢者向け住宅 めくもりホーム

佐野市若宮上町7-15 ☎0283-22-5790

介護に関するお悩み、ご相談下さい。

グループホームほっとステイ 万葉の里

佐野市栃本町3128-5 ☎0283-62-8900

 有限会社かたくり



アルト訪問看護 リハビリテーション 佐野

「帰りたい」を叶えたい
安心の24時間対応可能な看護チーム

×

格が違う本物のリハビリをご自宅に
専門性の高いリハビリチーム

看護リハビリ窓口(管理者:山下)
070-8392-3818

アルト 居宅介護支援事業所 佐野

介護の相談はこちらへ
経験豊富なケアマネジャーが
お悩みをトータルサポート

居宅窓口(管理者:中田)
070-1412-5042

—ご自宅を一番安心できる療養の場—
在宅介護、医療のお悩み、アルトにご相談ください!
看護、リハビリ、介護の専門職で在宅生活をトータルサポート。
あなたの“これから”にチームで寄り添います。



地域包括支援センター

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

地域包括支援センターは、高齢者の健康、生活、財産、権利などを守るために置かれている機関です。困ったことや悩み事があるときは、地域包括支援センターへご相談ください。

○ 地域包括支援センターは次のようなご相談をお受けしています

介護や介護予防に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の使い方が分からない ● 要介護認定の申請をしたいが、一人暮らしで体調も優れないので申請の代行をお願いしたい ● 「要支援1」「要支援2」または「事業対象者」に該当となり、介護予防サービスを利用したい ● ケアマネジャーや介護保険サービス事業所、施設のことについて知りたい ● 佐野市で開催している介護予防教室に参加したい
さまざまな相談事	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所の一人暮らしの高齢者が心配 ● 最近、老親の物忘れが心配
権利を守ること	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪質な訪問販売の被害に遭って困っている ● 1人で介護をしていて疲れてしまった ● 虐待に遭っている様子の人がいる

◆ 市内の地域包括支援センター

市では5カ所の地域包括支援センターに委託し、担当地区ごとに支援を行っています。

(令和7年12月1日時点)

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
さの社協 TEL22-8129 大橋町3212-27 (佐野市総合福祉センター内)	佐野 犬伏
佐野市医師会 TEL20-2011 植上町1677 (佐野医師会病院内)	植野 界 吾妻
佐野厚生 TEL27-0100 堀米町1728 (佐野厚生総合病院内)	堀米 旗川 赤見
佐野市民病院 TEL62-8281 田沼町1832-1 (佐野市民病院内)	田沼 田沼南部 栃本 田沼北部 戸奈良 三好 野上 新合 飛駒
くずう TEL84-3111 あくと町3084 (葛生あくと保健センター・佐野市社会福祉協議会葛生支所内)	葛生 常盤 氷室

自立した高齢者の利用する福祉施設

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

◆ 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、健康状態に問題がなく、環境や経済的な理由により現在の住まいでは生活することが困難な方が入所できる施設です。

入所には市の措置が必要になります。

施設名	所在地	電話
悠生園	寺久保町238	25-0540

(広告)

出会い結びつきに喜びを



KOTOŌWA
訪問介護ステーション言の葉

お気軽にご相談ください
元気に飛び回ってくれる仲間も
随時募集中です!!

佐野市小中町 2015-1
TEL.0283-55-9207

看護師が対応する
福祉タクシー



通院・買い物・冠婚葬祭・旅行など行き先は自由
看護師付き添い、ご家族の同乗もOK!
酸素、吸引、点滴など医療処置も対応可能です。



Life Care Taxi えん

お気軽にお問い合わせください♪

080-3240-7172
(24時間対応)



BLIFE_CARE_TAXI_EN



在宅生活を支援するサービス

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

◆ 高齢者福祉タクシー運賃助成

後期高齢者医療資格確認書または運賃助成利用者証の提示で、高齢者の方の日常生活で必要とされる医療機関などへの通院・通所、市内での買物、市内の公共施設や金融機関を利用する際のタクシー運賃の3割(1回の利用における助成額の上限1,500円)を助成します(利用者証は市役所などで申請する必要があります)。

対象者

- 75歳以上の方
- 70歳以上74歳以下の方で、高齢者のみの世帯の方

◆ 高齢者生活路線バス運賃助成

後期高齢者医療資格確認書または運賃助成利用者証の提示で、生活路線バスの普通運賃などの1回の支払いなどにつき150円を助成します(利用者証は市役所などで申請する必要があります)。

対象者

- 70歳以上の方

◆ 高齢者はり・きゅう・マッサージ券

保険適用外のはり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合に、1回につき800円の助成券(年間6枚)を交付します。

対象者

- 70歳以上の方
- 65歳以上の方で、
 - (1)身体障害者手帳1、2級の方
 - (2)療育手帳A、A1、A2の方
 - (3)精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

◆ 紙おむつ券の給付

佐野市の介護保険の第一号被保険者(65歳以上)で、在宅で通算6カ月以上、常時おむつが必要と認められる方に紙おむつ購入時に使用できる助成券(1カ月1枚2,000円)を給付します。

対象者

要介護3以上または要介護1以上で認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅰ以上の判定を受けている方。介護保険の認定調査において排尿または排便が一部介助または全介助となってから6カ月が経過している方

◆ 火災警報器の給付

寝室に取り付けるための火災警報器の給付を行っています。

対象者

持ち家に居住する65歳以上で、介護保険の要介護等認定高齢者を含む高齢者世帯であり、低所得世帯(市民税非課税・均等割のみ課税)の方

◆ 在宅介護者介護手当の支給

要介護3以上または認知症(日常生活自立度判定基準Ⅲa以上)の高齢者の方と同居し、在宅で6カ月以上引き続き介護している方に、介護手当を支給します。

◆ 乳酸飲料の支給

75歳以上の在宅の一人暮らし高齢者の方に、安否確認のため、乳酸飲料を支給(週4本)します。

◆ 緊急通報装置の貸与

在宅の介護認定を受けている方、もしくは心臓、脳、呼吸器の疾患、悪性腫瘍に準ずる疾患がある方で構成される独居高齢者世帯および高齢者のみの世帯に対して、電話回線に接続して、ボタンを押すことによりコールセンターへ自動通報される緊急通報装置を貸与しています。

※電話料・電気代のみ自己負担

◆ 高齢者軽度生活援助事業

シルバー人材センターに委託し、世帯全員が要支援1以上の介護認定を受けている高齢者世帯に対して、軽易な日常生活上の作業の援助を行います。

◆ 高齢者生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の間を設けて各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図ります。

◆ 高齢者ふれあいサロン

誰もが立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を開設しています。

対象者 おおむね60歳以上の方

実施場所 町会の会所など

◆ 高齢者配食支援事業

高齢者の安否確認・見守りを目的とした配食を支援する事業です。

対象者

65歳以上の高齢者のみの世帯で、総合事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けており、ケアプランなどで食事の調達が困難なため配食支援が必要と認められた方

内容 昼食または夕食の宅配

回数 1日1回、1週当たり5回以内

利用料 配食は実費負担です。詳しくは実施事業者にお問い合わせください。

その他

緊急連絡先の同意書が必要です。
ケアマネジャーなどとの契約がない場合は地域包括支援センターにご相談ください。
ケアプランなどがない場合、訪問調査を実施することがあります。

◆ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

市内に住所を有する在宅の方で、要支援、要介護などの介護認定を受けておりかつ、徘徊行動の可能性がある方(ケアマネジャーなどの意見を総合して判断します。)へ警察などの関係機関に保護された際に早期に身元が判明できるように「見守りシール」を交付しています。

◆ 高齢者外出支援事業

外出時に車いすを利用している高齢者などが通院する際にリフト付き福祉車両で送迎を行います(月3回まで)。

◆ 高齢者見守りネットワーク

高齢者の皆さまが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市・地域包括支援センター・協力事業所・協力機関、そして地域の皆さんが協力して高齢者の方を見守るネットワークです。次のようなときは、市や地域包括支援センターにご連絡ください。

- 数日間、新聞や郵便物がたまったままである
- 何日も雨戸が閉まったままで、夜になっても電気がつかない
- 洗濯物が数日間干しっぱなしである
- 家の中から高齢者を大声で怒鳴る声が聞こえるなど

○ 高齢者の相談機関・地域包括支援センター

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
さの社協 ☎22-8129 大橋町3212-27 (佐野市総合福祉センター内)	佐野 犬伏
佐野市医師会 ☎20-2011 植上町1677 (佐野医師会病院内)	植野 界 吾妻

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
佐野厚生 ☎27-0100 堀米町1728 (佐野厚生総合病院内)	堀米 旗川 赤見 田沼 田沼南部 栃本 田沼北部 戸奈良 三好 野上 新合 飛駒
佐野市民病院 ☎62-8281 田沼町1832-1 (佐野市民病院内)	葛生 常盤 氷室
くずう ☎84-3111 あくと町3084 (葛生あくと保健センター・佐野市社会福祉協議会葛生支所内)	

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

問 障がい福祉課 TEL20-3025

◆ 身体障害者手帳

身体(視覚・聴覚・言語・肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能・HIVによる免疫機能・肝臓など)に障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

◆ 療育手帳

知的障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

医療費などの助成・補助

問 障がい福祉課 TEL20-3025

◆ 更生医療・育成医療

身体障がい者・障がい児が円滑な日常生活を送れるよう、障がいを軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術・心臓手術など)が受けられます(世帯の所得に応じて負担額が設定されています)。

◆ 精神通院医療

心の病気で、病院や診療所への通院をした場合に、その医療を1割負担で受けることができます(世帯の所得に応じて負担上限額が設定されます)。

手当・給付金など

問 障がい福祉課 TEL20-3025

心身に障がいのある方やその家族、保護者に、さまざまな支援を行っています。

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別障害者手当
- 在宅介護者介護手当
- 難病患者等福祉手当
- 精神障がい者福祉手当

日常生活のサービス

問 障がい福祉課 TEL20-3025

心身の障がいのある方が自立し、生きがいをもって暮らしていくためのサービスを行っています。

- 補装具費(購入・修理)の支給
- 日常生活用具の給付
- 身体障がい者自動車改造費の助成
- 緊急通報装置の貸与
- 障がい者福祉タクシー利用券の発行
- おもいやり駐車スペース利用証の交付
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ヘルプマーク・カードの交付

障がいなんでも相談

専門スタッフによる相談会です。分からないこと、悩んでいること、困っていることがありましたら、お気軽にお越しください(秘密厳守)。

相談日

第1・3水曜日(祝日・年末年始を除く)

午前10時～正午

主に、身体障がい、知的障がいなどに関する相談を実施します。

(スタッフ)障がい者相談支援センターみどり

TEL24-5759

場所

「どんぐり」内相談室(駐車場あり) 大町2751-1

障がい者相談支援

「障がい者相談支援センターみどり」

支援センターに配置された相談支援専門員などが、障がいのある方やそのご家族のさまざまな相談に応じます。

所在地

〒327-0831 浅沼町146-5 TEL24-5759

業務内容

- 福祉サービス利用のための援助
- 家庭訪問などによる相談支援
- 成年後見制度の利用支援 など

相談支援事業所たくと

支援事業所に配置された相談支援専門員などが、障がいのある方やそのご家族のさまざまな相談に応じます。

所在地

〒327-0843 堀米町3905-4 TEL24-9135

業務内容

- 福祉サービス利用のための援助
- 家庭訪問などによる相談支援
- 成年後見制度の利用支援 など

福祉についての相談

問 社会福祉課 TEL20-3020

福祉ホットライン

電話による福祉全般の相談を受け付けています。福祉相談専用の電話で、相談員が直接電話で相談に応じます。

TEL22-8111

生活困窮者相談

経済的な問題などで生活にお困りの方から相談を受け、自立のための継続的な支援を行う事業です。

対象者 以下の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1)佐野市にお住まいの方
- (2)さまざまな理由で経済的に困窮の方
- (3)生活保護を受けていない方

相談窓口

佐野市社会福祉協議会(佐野市総合福祉センター内)

TEL22-8113

生活保護

問 社会福祉課 TEL20-3020

世帯の収入が、国の定める基準である最低生活費を下回る場合、最低生活費と収入を比較して差額を支給する制度です。預貯金・動産・不動産などの資産、働く能力(稼働能力)、親族などからの援助・支援、年金・雇用保険・手当などの生活保護以外の社会保障制度などを活用してもなお、最低生活費に不足する分を補うものです。詳しくは社会福祉課へご相談ください。